

今月のテーマ 学校の中は何がある？

生徒にとって学校は一日の大半を過ごす場所です。枕崎高校にはどのような施設設備があるか知っていますか？今回は校内の3施設を紹介します。



① 生徒館

■ 昨年度耐震工事が行われた棟です。各教室や書道室、物理・生物・化学の実験室があります。
木目調の戸に淡いオレンジ色の床という優しい雰囲気の棟に生まれ変わりました。



③ 第一情報処理室

■ 42台のパソコンが設置され、授業や検定対策の補習が行われています。本校には他にも第二情報処理室やワープロ室もあり、さまざまな情報機器を備えています。



3階



1階

② 総合学館

■ 正門より入って左側にある赤い屋根の建物です。1階にトレーニングルーム、3階に多目的ホールがあります。多目的ホールは、集会や講演会で使用されるほか、ダンスや卓球などのスポーツにも使用されています。

※この他にも、蔵書数15,233冊の図書館や礼法室、商業実習室などさまざまな充実した設備があります。

枕崎高校進路状況 (11月27日現在)

国立大学にすでに3名が合格

- ・長崎大学環境科学部環境科学科
- ・島根県立大学総合政策学部総合政策学科
- ・都留文科大学文学部英文学科

本校の就職内定率 **73.1%**

※県内高校生就職内定率は60.7%
就職内定率…就職希望者の中で就職内定した生徒の割合

ありがとうございました



(社)県法人会連合会女性部会連絡協議会が枕崎小学校に雑巾を寄贈

■(社)県法人会連合会女性部会連絡協議会が枕崎小学校に雑巾150枚を寄贈し、その贈呈式が11月12日、同小学校で行われました。

(社)南薩法人会女性部会から4名の方々が出席し、同会の積山ユミ子会長は「暮らしに役立つものを共同し築いていく大切さを、雑巾を使う中で感じ取り、立派な社会人になってほしい」と話しました。



初期消火活動により延焼拡大を防いだ3人に感謝状

■9月29日、豊留町であった火災の際、バケツでの初期消火活動で延焼拡大を防いだ3人に南薩地区消防組合から感謝状が贈られました。

現場は木造住宅密集地で、3人の初期消火活動がなければ、延焼拡大する危険性がありました。

写真左2番目から豊留久則さん、豊留まき子さん、田中清美さん。



ボランティア清掃で平和祈念展望台がきれいに

■平和祈念展望台のボランティア清掃が11月6日行われ、市内建設会社などから約15名が集まり、一日かけての作業となりました。

展望台周辺の草刈や、一部崩れていた海岸までの階段を修繕していただくなど、きれいにいたしました。

■ 年末・年始のごみ・し尿収集 ■

■ごみ収集業務

年末：12月30日(水)まで
年始：1月4日(月)から



【収集日程】

12/28(月)	燃えるごみ(市内全域)
12/29(火)	資源ごみ(枕崎・別府地区)
12/30(水)	燃えるごみ(市内全域)
12/31(木)~1/3(日)	収集業務は休み
1/4(月)	燃えるごみ(市内全域)
1/5(火)	資源ごみ(枕崎・別府地区)
1/6(水)	燃えるごみ(市内全域)
1/7(木)	資源ごみ(立神・桜山・金山地区)

※12/31(木)~1/3(日)は、集積所へごみは出さなくてください。

■内鍋清掃センターへの持ち込み

TEL72-6816

年末：12月31日(木)まで

(搬入時間：午前8時30分~午後4時30分)

年始：1月4日(月)から

○年末(28日~31日)は、持ち込み件数が増えるために混雑が予想されます。年末に集中しないよう早めに内鍋清掃センターに持ち込んでください。○カセットボンベは、使い切った後、穴をあけて出してください。

■し尿くみ取り業務 枕崎清掃社 TEL72-1539

年末：電話受付は12月25日(金)まで
くみ取りは12月29日(火)まで

年始：1月4日(月)から

◎枕崎警察署から

12月10日~16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

わが国の喫緊の課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組みべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

■ 保育所入所の受付開始 ■

平成22年4月から新たに保育所の入所を希望される方は、福祉事務所手続きをしてください。(現在、保育所に入所中の児童は、この申込は必要ありません。)

◎「仮申込」受付期間

平成21年12月1日(火)~12月28日(月)

※当日必要なものはありません。

「入所申請書一式」をお渡しします。

◎「正式申込」受付期間

平成22年1月4日(月)~1月29日(金)

※保育所ごとに、期限までに申し込みのあった児童の中で、保育に欠ける度合いの高い世帯の児童を優先し入所を決定しますが、児童数が入所可能限度(定員の115%以内)に満たない保育所があった場合には、受付期間以降でも随時入所を受け付けます。

◎保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる基準は、両親(両親と別居している場合には、児童の面倒をみている方が共に次のいずれかの事情にある場合で、かつ、児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

①家庭外労働

児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。

②家庭内労働

児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。

③親のいない家庭

死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。

④母親の出産等

親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合。

⑤病人の看護等

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたり、その児童の保育ができない場合。

⑥家庭の災害

火災、風水害、地震などにより、その家を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
問合せ 市福祉事務所社会係 TEL72-1111 内線135

税 に関するお知らせ

■ 市民税・県民税の住宅借入金等特別控除について

平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方へ

平成19年度から実施された所得税(国)から住民税(地方)への税源移譲により、所得控除が減少し住宅ローン控除が控除しきれなくなる可能性があります。そこで、平成20年度から市民税・県民税住宅借入金等特別控除の制度ができました。

◎対象となる方

平成11年から平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額のある方です。

①手続方法

確定申告をしない方(給与所得者) 勤務先からいただく「給与所得の源泉徴収票」に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載があり、源泉徴収税額が0円の方が対象です。

本年度(平成20年分の所得)までは、市へ申告することになっていましたが、平成22年度(平成21年分の所得)からは勤務先から市へ提出される「給与支払報告書」に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載があれば、市への申告は不要になりました。

年末調整後 勤務先から「給与所得の源泉徴収票」をいただいた際には、これらの事項の記載内容をご確認ください。記載がない場合は、勤務先にお問い合わせください。

②確定申告をする方 確定申告書に「所得税の住宅借入金等特別控除の額」を記載することにより、市への申告は不要になりました。

問合せ 市役所税務課課税係
TEL72-1111 内線154・155